

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事又は製造の請負（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）及び袖ヶ浦市財務規則（昭和60年規則第1号）第125条第1項（同規則第136条において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格の設定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、競争入札により契約を締結しようとする設計金額が130万円以上3,000万円未満の建設工事等とする。ただし、市長が最低制限価格を設定する必要があると認めた場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の算出の基礎となった別表の算定項目のそれぞれの費用に同表の最低制限価格算定割合を乗じて得た額の合計額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。この場合における算定項目に含まれる費目は、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定により算定した額が、予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合は、予定価格に100分の92を乗じて得た額を最低制限価格とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に100分の75を乗じて得た額を最低制限価格とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表の算定項目の費用による最低制限価格の算定が困難な場合は、予定価格に100分の92から100分の75までの範囲内で適正と認める割合を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(入札者への周知)

第4条 予算執行者及び契約担当者は、最低制限価格を設定するときは、指名競争入札の指名通知及び入札執行前に、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 最低制限価格を設定していること。

(2) 最低制限価格を下回る入札をした場合は失格となること。

(3) その他必要と認める事項

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第86号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第158号）

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第116号）

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第88号）

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和元年5月29日告示第15号）

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第94号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月8日告示第34号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の袖ヶ浦市最低制限価格制度実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知（以下「公告等」という。）を行う入札について適用し、同日前に公告等を行った入札については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

算定項目	最低制限価格算定割合	算定項目に含まれる費目
直接工事費	100分の97	直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、処分費等
共通仮設費	100分の90	共通仮設費、間接労務費等
現場管理費	100分の90	現場管理費、工場管理費、据付間接費、技術者間接費等
一般管理費等	100分の68	一般管理費等